

企業型
確定拠出年金用

厚生年金基金・確定給付企業年金 移換申出書

殿

改正前厚生年金保険法第144条の6第1項（※）または確定給付企業年金法第82条の3第1項の規定により、厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度から企業型確定拠出年金制度へ脱退一時金相当額の移換を申し出ます。

なお、厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度から脱退一時金相当額を移換するための事務処理のみに用いるものであることを前提に、本申出書を移換先の企業型確定拠出年金の実施機関に提供することについて同意します。

※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、なおその効力を有するものとされています。

○印	届出区分	※太線枠内を必ず記入してください。
	厚生年金基金から資産を移す	※届出区分は必ずどちらかに○をしてください。
	確定給付企業年金から資産を移す	
基礎年金番号		
氏名		生年月日（西暦）
フリガナ		年 月 日
印		性別
		1：男
		2：女
住所		
フリガナ		
〒 都道 市区 連絡先電話番号（ - - ）		
府県 郡 町村		

※ 移換先についてご記入ください。

確定拠出年金 実施事業所	名称
登録関連 運営管理機関	登録番号 名称
	0000011 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社

移換元制度の加入員番号

移換申出に当たっての留意事項

- この申出書は、企業型確定拠出年金制度への移換について、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所での証明も兼ねています。（右の「移換可否決定通知書」の部分）
- この申出書は、太枠内の必要事項をご記入のうえ、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所にご提出ください。
- 厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度からの移換は、原則、以下の場合に行なうことができます。
 - ① 企業型確定拠出年金の加入者の資格を有する場合
 - ② 移換元制度の資格喪失後、1年を経過していない場合
- 複数の厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度から資産を移換する場合は、各制度ごとに申出書を記入して提出してください。
- 企業年金連合会から資産を移換する場合は、専用の申出書が必要になります。詳しくは、企業年金連合会にお問合せ下さい。
- 移換手続きが完了するまでには、関係各機関での事務連絡や資産の売却処理等のスケジュールにより、場合によっては数ヶ月間を要することもあります。予めご了承願います。

※※※ 以下の項目は厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関が記入する欄です。 ※※※

移換可否決定通知書

殿（移換可の場合は記録関連運営管理機関名称、移換不可の場合は移換申出者名をご記入ください）

【資格確認結果】 「移換可」、「移換不可」のいずれかに「シ」を記入してください。

移換可
資格確認の結果、「移換可能」と認められましたので通知します。

移換不可（※移換不可の場合は本申出書を移換申出者に返送してください。）
資格確認の結果、下記の理由により「移換不可」となりましたので通知します。
移換不可理由

移換元	実施事業所	登録番号	名称	担当部署及び担当者
		<input type="checkbox"/> 厚生年金基金 <input type="checkbox"/> 確定給付企業年金	住所	連絡先電話番号 FAX番号
	総幹事 受託機関	資格喪失年月日	名称	
	西暦	年 月 日		

厚生年金基金等受領日				
西暦		年	月	日

厚生年金基金等受付印

移換可否 決定者 証明欄	移換可否を決定した者（理事長、事業主など）の証明印を押印してください。
	印

◎ 厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関の実務ご担当者様へのお願い
移換が可能であることが認められましたら、この書類を以下の宛先まで郵送してください。

〒220-8122
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー22階
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社
業務センター 宛

本件移換事務に関するお問い合わせ先 【JIS&T業務センター TEL: 045-210-9549】

JIS&T使用欄

検印	照合	登録	受付印
----	----	----	-----

No.0440200 16.07

JIS&T受領日				
西暦		年	月	日

切り離さないでください。